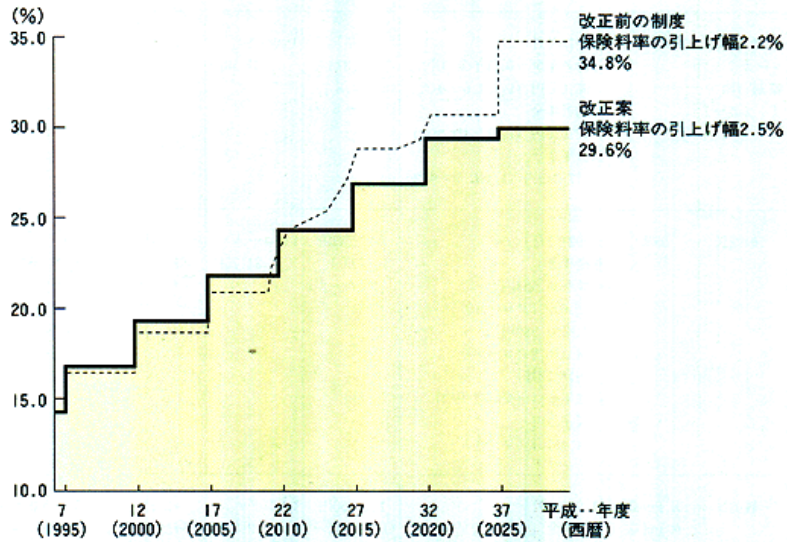


年金財政の将来見通し

概要 厚生年金の保険料率の将来見通し

(平成6年財政再計算結果)

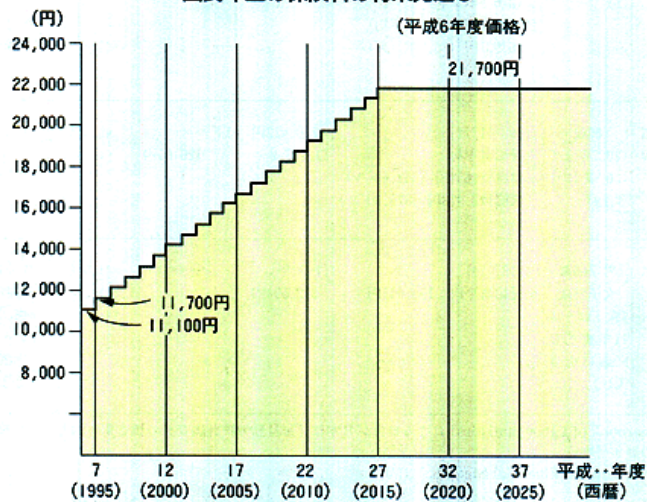


(注) 標準報酬上昇率4.0%, 消費者物価上昇率2.0%, 運用利回り5.5%としている。

国民年金保険料の将来見通し

国民年金の保険料の将来見通し

(平成6年度価格)



- 10,500円 → 11,100円 → 11,700円
[平成5年4月] [平成6年4月] [平成7年4月]
- 平成8年4月以降毎年度500円ずつ引上げ (平成6年度価格)

詳細データ1 厚生年金の財政見通し(改正案)

詳細データ 1 厚生年金の財政見通し(改正案)							
年 度	保険料率	収入合計	支出合計	収支差引残	年 度 末 積 立 金	積立度合	6年度価格 積 立 金
平成 (西暦)	%	億円	億円	億円	億円		億円
7 (1995)	16.5	305,885	217,561	88,325	1,325,317	5.7	1,305,731
8 (1996)	17.35	328,016	234,226	93,790	1,419,107	5.7	1,370,720
9 (1997)	17.35	350,944	251,792	99,152	1,518,259	5.6	1,437,737
10 (1998)	17.35	368,570	269,448	99,123	1,617,382	5.6	1,501,571
11 (1999)	19.5	403,479	297,986	105,493	1,722,875	5.4	1,448,410
12 (2000)	19.5	441,709	337,528	104,181	1,827,056	5.1	1,505,877
13 (2001)	19.5	462,595	360,511	102,084	1,929,140	5.1	1,558,839
14 (2002)	19.5	482,714	386,598	96,116	2,025,256	5.0	1,604,417
15 (2003)	19.5	502,445	413,219	89,226	2,114,482	4.9	1,642,257
16 (2004)	22.0	546,407	451,054	95,353	2,209,835	4.7	1,540,640
17 (2005)	22.0	594,319	501,448	92,871	2,302,706	4.4	1,573,909
22 (2010)	24.5	766,098	701,861	64,237	2,691,432	3.7	1,527,924
27 (2015)	27.0	963,790	906,711	57,079	2,998,122	3.2	1,413,816
32 (2020)	29.5	1,217,227	1,108,761	108,466	3,434,864	3.0	1,345,636
37 (2025)	29.6	1,465,648	1,327,703	137,945	4,200,152	3.1	1,367,122
42 (2030)	29.6	1,752,618	1,594,112	158,506	5,168,199	3.1	1,383,260
47 (2035)	29.6	2,065,881	1,934,860	131,021	6,153,164	3.1	1,353,619
52 (2040)	29.6	2,402,711	2,328,984	73,727	6,930,835	2.9	1,253,190
57 (2045)	29.6	2,805,287	2,765,949	39,338	7,546,825	2.7	1,121,577
62 (2050)	29.6	3,284,205	3,262,467	21,738	8,080,431	2.5	987,035
67 (2055)	29.6	3,898,384	3,808,649	89,735	8,828,146	2.3	886,341
72 (2060)	29.6	4,666,710	4,458,535	208,175	10,201,476	2.2	841,836

- (注) 1. 保険料率の引上げ幅は5年毎に2.5%としている。
 2. 標準報酬上昇率4.0%、消費者物価上昇率2.0%、運用利回り5.5%、年金改定率はネット所得の上昇率としている。
 3. 「積立度合」は、当年度の支出合計に対する前年度末積立金の倍率である。
 4. 平成38年度以降は、将来推計人口の参考推計に基づくものである。

年 度	保険料月額 (6年度価格)	収入合計	支出合計	収 支 差引残	年度末 積立金	積 立 度 合	6年度 価格積立金
平成 (西暦)	円	億円	億円	億円	億円		億円
7 (1995)	11,700	37,867	30,985	6,883	89,132	2.7	87,815
8 (1996)	12,200	40,124	32,932	7,192	96,324	2.7	93,040
9 (1997)	12,700	42,339	34,950	7,388	103,712	2.8	98,211
10 (1998)	13,200	44,862	37,115	7,747	111,459	2.8	103,478
11 (1999)	13,700	47,994	40,201	7,793	119,252	2.8	99,927
12 (2000)	14,200	53,577	44,747	8,831	128,083	2.7	105,222
13 (2001)	14,700	56,065	46,891	9,173	137,256	2.7	110,548
14 (2002)	15,200	58,481	48,867	9,614	146,871	2.8	115,972
15 (2003)	15,700	61,170	51,121	10,049	156,920	2.9	121,478
16 (2004)	16,200	64,560	54,982	9,578	166,498	2.9	115,782
17 (2005)	16,700	72,280	61,028	11,252	177,750	2.7	121,182
22 (2010)	19,200	91,513	78,887	12,626	237,314	2.8	134,266
27 (2015)	21,700	117,146	101,794	15,351	307,741	2.9	144,492
32 (2020)	21,700	142,813	128,061	14,752	379,797	2.9	147,987
37 (2025)	21,700	172,624	155,841	16,783	457,792	2.8	148,031
42 (2030)	21,700	200,411	181,786	18,625	547,301	2.9	145,460
47 (2035)	21,700	222,400	205,517	16,883	636,278	3.0	138,994
52 (2040)	21,700	251,709	239,557	12,152	707,055	2.9	126,951
57 (2045)	21,700	285,604	277,107	8,497	756,987	2.7	111,713
62 (2050)	21,700	330,652	323,288	7,364	795,657	2.4	96,511
67 (2055)	21,700	387,423	376,852	10,570	840,197	2.2	83,765
72 (2060)	21,700	445,446	429,049	16,396	909,626	2.1	74,538

(注) 1. 平成7年度の保険料は11,700円とし、8年度以降は毎年度500円ずつ引き上げるものとしている(平成6年度価格)。
 2. 消費者物価上昇率2.0%、運用利回り5.5%、年金改定率は厚生年金の年金改定率と同じとしている。
 3. 「積立度合」は、当年度の支出に対する前年度末積立金の倍率である。
 4. 平成38年度以降は、将来推計人口の参考推計に基づくものである。

年金相談

概要

国民年金,厚生年金に関する年金相談は,中央年金相談室(東京都杉並区高井戸西3-5-24電話03(3334)3131)および全国約300か所の社会保険事務所の相談コーナーや36か所の年金相談サービスセンター(来訪相談専門)[別表1]で受けられます。相談内容は,1)年金制度や加入期間に関する相談,2)年金の見込額に関する相談,3)年金の請求の手続きに関する相談,4)年金の支払いに関する相談などについて受けられるようになっています。

加入期間が国民年金だけの人は,市区町村役場でも相談が受けられます。

なお,本人が相談を受けようとする場合は,年金手帳,年金証書および支払通知書等本人の確認できる書類を持参して下さい。

代理人が相談される場合には,本人からの依頼状を持参して下さい。

なお,文書による相談も可能です。

[別表1] 年金相談サービスセンター設置一覧

年金相談サービスセンター設置一覧

都道府県名	名 称	所 在 地
北海道	札幌西社会保険事務所管理 札幌年金相談サービスセンター	札幌市中央区北3条西3丁目1番47 NORTH 3・3ビル3F
青 森	青森社会保険事務所管理 青森年金相談サービスセンター	青森市長島2-13-1 明治生命青森ビル1F
岩 手	盛岡社会保険事務所管理 盛岡年金相談サービスセンター	盛岡市中ノ橋通1-4-22 中ノ橋106ビル2F
宮 城	仙台北社会保険事務所管理 仙台年金相談サービスセンター	仙台市青葉区中央2-11-1 オルタス仙台ビル3F
秋 田	秋田社会保険事務所管理 秋田年金相談サービスセンター	秋田市中通2-4-15 秋田朝日生命丸島ビル2F
福 島	東北福島社会保険事務所管理 福島年金相談サービスセンター	福島市栄町6-1 エスタビル2F
茨 城	水戸北社会保険事務所管理 水戸年金相談サービスセンター	水戸市南町1-3-35 水戸南町第一生命ビル1F
栃 木	宇都宮社会保険事務所管理 宇都宮年金相談サービスセンター	宇都宮市伝馬町2-10 宇都宮日産ビル2F・4F
群 馬	前橋社会保険事務所管理 新前橋年金相談サービスセンター	前橋市古市町1-50-1 吉野屋ビルリーフコート2F
埼 玉	大宮社会保険事務所管理 大宮年金相談サービスセンター	大宮市高鼻町2丁目69番5 埼玉年金会館1F
東 京	新宿社会保険事務所管理 新宿年金相談サービスセンター	新宿区西新宿1-7-1 松岡セントラルビル8F
神 奈 川	横浜中社会保険事務所管理 横浜年金相談サービスセンター	横浜市西区高島2丁目14-17 万里橋ビル3F
新 潟	新潟東社会保険事務所管理 新潟年金相談サービスセンター	新潟市弁天3丁目2番3号 ニッセイ新潟駅前ビル3F
石 川	金沢北社会保険事務所管理 金沢年金相談サービスセンター	金沢市此花町3番2号 ライブ1ビル2F
長 野	長野南社会保険事務所管理 長野年金相談サービスセンター	長野市末広町1,360番地1 長野スエヒロビル2F
岐 阜	岐阜北社会保険事務所管理 岐阜年金相談サービスセンター	岐阜市神田町1-8-4 平和生命岐阜ビル4F
静 岡	浜松西社会保険事務所管理 浜松年金相談サービスセンター	浜松市旭町12-3 フォルテ3F
愛 知	中村社会保険事務所管理 名古屋年金相談サービスセンター	名古屋市中村区椿町1番16号 リクルート名古屋ビル2F
滋 賀	大津社会保険事務所管理 大津年金相談サービスセンター	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル8F
京 都	下京社会保険事務所管理 京都年金相談サービスセンター	京都市下京区四条通り柳馬場西入立 中之町99 四条 SET ビル1F

都道府県名	名 称	所 在 地
大 阪	天王寺社会保険事務所管理 天王寺年金相談サービスセンター	大阪市天王寺区南河堀町115-1 ODビル2F
兵 庫	三宮社会保険事務所管理 三宮年金相談サービスセンター	神戸市中央区雲井通4-2 神戸いすゞリクルートビル5F
奈 良	奈良社会保険事務所管理 奈良年金相談サービスセンター	奈良市東向中町28番地 奈良近鉄ビル7F
岡 山	岡山西社会保険事務所管理 岡山年金相談サービスセンター	岡山市本町6番36号 第1セントラルビル7F
広 島	広島東社会保険事務所管理 広島年金相談サービスセンター	広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル1F
山 口	山口社会保険事務所管理 防府年金相談サービスセンター	防府市戎町1-8-25 防府広総第3ビル3F
香 川	高松東社会保険事務所管理 高松年金相談サービスセンター	高松市亀井町7-1 香川銀亀井町ビル1F
愛 媛	松山東社会保険事務所管理 松山年金相談サービスセンター	松山市一番町3-3-3 菅井ニッセイビル2F・9F
高 知	高知東社会保険事務所管理 高知年金相談サービスセンター	高知市駅前町1-8 高知東邦生命ビル2F
福 岡	中福岡社会保険事務所管理 福岡年金相談サービスセンター	福岡市中央区舞鶴1丁目2-22 天神ジャパンビル3F
長 崎	長崎南社会保険事務所管理 長崎年金相談サービスセンター	長崎市栄町1-25 長崎 MS ビル1F
熊 本	熊本西社会保険事務所管理 熊本年金相談サービスセンター	熊本市花畑4-1 太陽生命熊本第2ビル3F
大 分	大分社会保険事務所管理 大分年金相談サービスセンター	大分市末広町1-3 末広ビル2F
宮 崎	宮崎社会保険事務所管理 宮崎年金相談サービスセンター	宮崎市高千穂通1-6-38 ニッセイ宮崎ビル3F
鹿 児 島	鹿児島北社会保険事務所管理 鹿児島年金相談サービスセンター	鹿児島市東千石町1番38号 鹿児島商工会議所ビル8F
沖 縄	那覇社会保険事務所管理 那覇年金相談サービスセンター	那覇市久茂地3-1-1 日本生命那覇ビル9F

また、年金制度への加入、保険料、年金の支払いおよび諸手続き等に関する定型的なご質問につきましては、朝6時から夜10時(土・日曜、祝日を含む)までの間は年金電話番(コンピューターが自動的にお答えするシステム)[別表2]でお答えできるようになっています。

[別表2] 年金電話番の電話番号

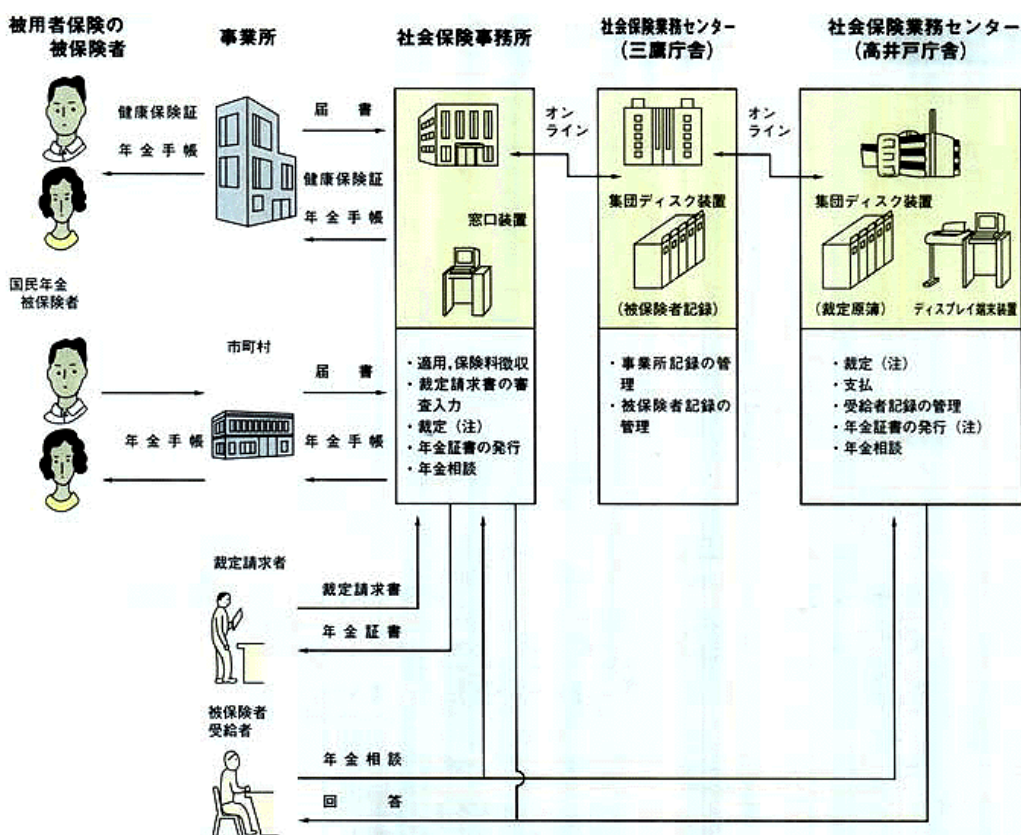
年金電話番の電話番号

ダイヤル式電話番号		〈質問例〉		〈質問番号〉	
北海道	圏	011-207-2255	年金を受けている方の届出	誕生日の7日を過ぎてても現況届が届かないとき	105
東北	圏	022-215-6666	年金を受けていた方が亡くなったとき	厚生年金保険の年金を受けている方が会社に	131
首都	圏	03-3335-6666	勤めることになったとき	年金の税金	151
中部	圏	052-323-2255	年金から差し引かれている税金の計算方法	年金の加入	253
近畿	圏	06-775-4700	国民年金はどのような方が加入するのですか	国民年金はどのような方が加入するのですか	501
中・四国	圏	082-227-8844	会社に勤めたときは、必ず厚生年金保険に	加入するのですか	511
九州	圏	092-733-6667	国民年金の保険料は、どのように納めるのですか	厚生年金保険の保険料は、どのように	602
			納めるのですか		621
プッシュ式電話番号		全国共通 : 「#8666」(お近くの年金電話番につながります。)			

年金電話番の利用に当たっては、社会保険事務所、年金相談サービスセンターおよび市区町村役場に置いてあります「利用のしおり」でお聞きになりたい内容の質問番号を確認のうえご利用下さい。

年金電話番の利用に当たっては、社会保険事務所、年金相談サービスセンターおよび市区町村役場に置いてあります「利用のしおり」でお聞きになりたい内容の質問番号を確認のうえご利用下さい。

詳細資料1 社会保険オンラインシステム



(注) 裁定業務、年金証書の発行は原則として社会保険事務所でやっているが、厚生年金の障害年金については、社会保険業務センターで行っている。

詳細データ1年金事務処理の構成要素

	被保険者数	保険料徴収額	新規裁定者数	年金総額	失権者数
厚生年金	3,265万人	153,476億円	105万人	138,283億円	33万人
国民年金	3,078万人	16,419億円	67万人	61,472億円	40万人
	第一号被保険者 1,861万人				
	第三号被保険者 1,216万人				
計	6,343万人	169,896億円	172万人	199,755億円	73万人
年金相談件数	2,052万件				

資料：社会保険庁調べ

概要 老人保健福祉サービスの体系

治療的要素					
在宅 ↑↑↑				外 来 診 療	公費 3割 保険者拠出金 7割
	ホームヘルパー 訪問指導 日常生活用具 給食サービス 入浴サービス 等 [ホームヘルパーの場合] 公費 10割 公民 23% 77%	老人訪問看護 658か所 公費 5割 保険者拠出金 5割 公 9% 民 91%		訪 問 診 療 公費 3割 保険者拠出金 7割	
		デイサービス 3,453か所 公費 10割 公 48% 民 52%	老人保健施設 デイ・ケア 785か所 負担割合および 公民の別は老人保 健施設と同様		
		ショートステイ 22,054人分 公費 10割 公民の別は特別養護 老人ホームと同様	老人保健施設 ショートステイ 751か所 負担割合および 公民の別は老人保 健施設と同様		
ケアハウス 6,853人分 全額自己負担が原 則 公 9% 民 91%	養護老人ホーム 6.7万人分 公費 10割 公 65% 民 35%	特別養護 老人ホーム 20.7万人分 公費 10割 公 16% 民 84%	老人保健施設 8.9万人分 公費 5割 保険者拠出金 5割 公 5% 民 95%	病院 (老人病棟、療養型 病床群、老人性痴 呆疾患療養病棟等) 公費 3割 保険者拠出金 7割 公 15% 民 85%	
施設 ↓↓↓					

- (注) 1. 数字は平成5年度。ただし、老人訪問看護のか所数は平成7年2月現在であり、老人保健施設のショートステイ、デイ・ケアのか所数は平成5年10月現在。
2. 公民の別は、設置主体による区別であり、「公」は国、地方公共団体を指す。
3. 老人病棟のうち介護体制の整ったものおよび精神病院の老人性痴呆疾患療養病棟については、公費負担割合は5割である。
4. 老人保健福祉サービスには、それぞれ定額または負担能力に応じた自己負担がある。上記の費用負担割合は、総費用から自己負担分を除いたものについての割合である。
5. 公費の内訳は、ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイについては、国5割、都道府県2.5割、市町村2.5割であり、養護老人ホームおよび特別養護老人ホームについては、国5割、市5割または国5割、都道府県2.5割、町村2.5割である。
6. 外来診療、訪問診療、病院、老人訪問看護、老人保健施設デイ・ケア、老人保健施設ショートステイ、老人保健施設については、公費負担分について国4/6、都道府県1/6、市町村1/6の割合でそれぞれ負担している。

資料：厚生省老人保健福祉局調べ

詳細資料1 主要な高齢者保健福祉サービスの概要と目標値

事業	事業概要	目標値			実績 (5年度末)
		ゴールド プラン (平成元年)	老人保健 福祉計画 集計値 (平成6年)	新ゴール ドプラン (同左)	
ホームヘルプ サービス	日常生活に支障のある高齢者がいる家庭を訪問して、介護・家事サービスを提供	10万人	16.8万人	17万人	6.9万人
ショート ステイ	ねたきり老人等の介護者に代わって、特別養護老人ホーム等で短期間、高齢者を預る	5万床	6万人分	6万人分	2.2万人分
デイサービス	送迎用バス等でデイサービスセンターに通う高齢者に、入浴、食事、健康チェック、日常動作訓練等のサービスを提供 A型 重介護型(標準利用人員15人/1日) B型 基本型(同上) C型 軽介護型(同上) D型 小規模型(標準利用人員8人/1日) E型 痴呆性老人向け毎日通所型(同上)	1万か所	1.3万か所	1.7万か所	3,453か所
在宅介護 支援センター	身近なところで専門家による介護の相談・指導が受けられ市町村の窓口に行かなくても必要なサービスが受けられるよう調整	1万か所	0.8万か所	1万か所	1,238か所
特別養護 老人ホーム	常時介護が必要で、家庭での生活が困難な高齢者のための福祉施設	24万床	29万床	29万床	21万人分
老人保健施設	入院治療は必要ではないが、家庭に復帰するために機能訓練や看護・介護が必要なねたきり老人等のための施設	28万床	25万床	28万床	9万人分
ケアハウス	車いすやホームヘルパー等を活用し、自立した生活を継続できるよう工夫された新しい軽費老人ホーム	10万人	8万人	10万人	6,853人分
高齢者生活 福祉センター	過疎地等の高齢者向けに、介護支援、安心して暮らせる住まい、地域住民との交流の機能を総合的に備えた小規模の複合施設	400か所	400か所	400か所	135か所
老人訪問看護 ステーション	在宅のねたきり老人等に対し、かかりつけの医師の指示に基づき、介護に重点を置いた看護サービスを提供	—	—	5千か所	658か所 (7年2月末)

老人保健制度

概要

1. 趣旨

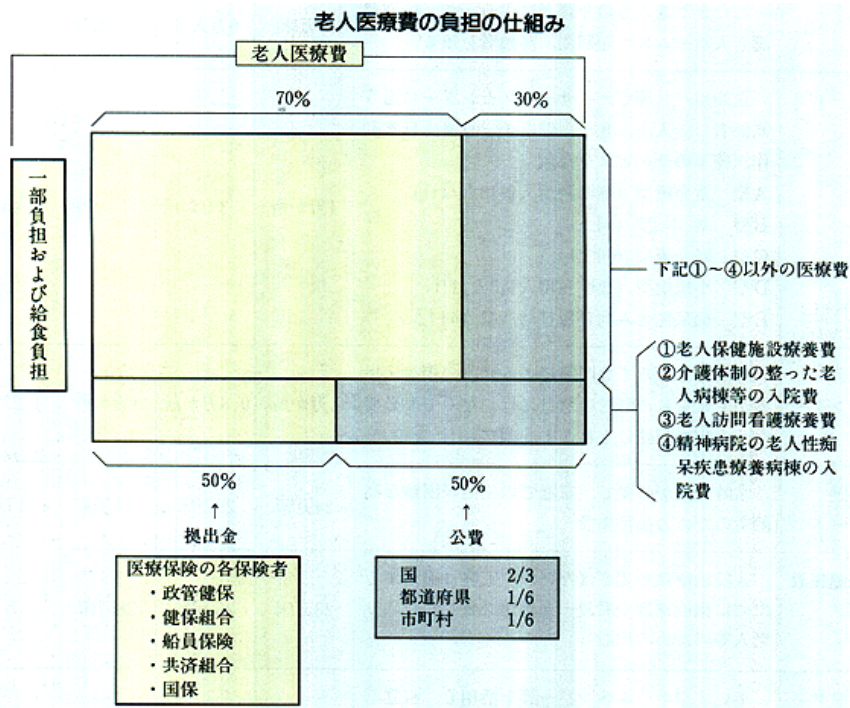
国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、壮年期からの疾病の予防から治療、機能訓練に至る総合的な保健医療サービスを提供するとともに、必要な費用は国民が公平に負担することをねらいとする。

2. 内容

(1) 老人医療:老人(70歳以上及び65歳以上の寝たきり等の状態にある者)に対し、医療を給付する。

・老人医療費(平成4年度実績):総額69,372億円,1人当たり661千円〈参考〉国民医療費(平成4年度実績):総額234,784億円,1人当たり189千円

老人医療質の負担の仕組み



患者一部負担

患者一部負担

① 一部負担金 (注1)

	平成6年度	平成7年度	備 考
外来	1,000円/月	1,010円/月	
入院	700円/日	700円/日	低所得者：300円/日 2か月を限度、その後無料

(注1) 平成7年度以降、消費者物価の変動率に応じて改定。

② 入院時の食事療養に係る標準負担額 (注2)

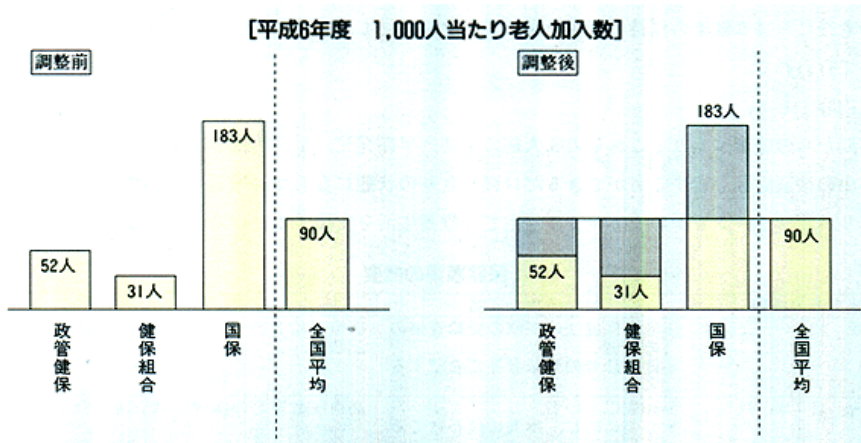
老人医療受給対象者の分類		平成6年10月～8年9月
A	一般の老人医療受給対象者 (B、Cのいずれにも該当しない者)	600円/日
B	低所得者世帯に属する老人医療受給対象者 (Cに該当する者を除く)	B1：過去1年の入院期間が90日以下 (長期非該当者) 450円/日
		B2：過去1年の入院期間が90日超 (長期該当者) 300円/日
C	低所得者世帯に属する老齢福祉年金の受給権者	200円/日

(注2) 平成8年10月からは、法律の本則に戻る。

・ 保険者の拠出金

各保険者は、実際に加入する老人の割合を問わず、同じ割合の老人が加入しているとみなして拠出金を算定する(ただし、この老人の割合の調整には、上限および下限が設けられており、平成7年度においては、それぞれ22%、1.4%である)。

[平成6年度 1,000人当たり老人加入数]



(2)保険事業(ヘルス事業),老人保険施設,老人訪問看護事業については別項参照

詳細データ1 老人医療費と国民医療費の推移および動向

年 度	老人医療費		国民医療費		老人医療費の 国民医療費に 対する割合 %	1人当たり 老人医療費		老人診療費		1人当たり 老人診療費	
	億円	伸率 %	億円	伸率 %		円	伸率 %	億円	伸率 %	円	伸率 %
昭和58年度	33,185	—	145,438	4.9	22.8	443,010	—	31,966	—	426,740	—
昭和59年度	36,098	8.8	150,932	3.8	23.9	461,448	4.2	34,645	8.4	442,864	3.8
昭和60年度	40,673	12.7	160,159	6.1	25.4	498,637	8.1	38,986	12.5	477,957	7.9
昭和61年度	44,377	9.1	170,690	6.6	26.0	523,033	4.9	42,445	8.9	500,261	4.7
昭和62年度	48,309	8.9	180,759	5.9	26.7	548,680	4.9	46,104	8.6	523,635	4.7
昭和63年度	51,593	6.8	187,554	3.8	27.5	567,930	3.5	49,138	6.6	540,910	3.3
平成元年度	55,578	7.7	197,290	5.2	28.2	593,606	4.5	52,573	7.0	561,504	3.8
平成2年度	59,269	6.6	206,074	4.5	28.8	608,983	2.6	55,669	5.9	572,001	1.9
平成3年度	64,095	8.1	218,260	5.9	29.4	633,841	4.1	59,804	7.4	591,399	3.4
平成4年度	69,372	8.2	234,784	7.6	29.5	661,440	4.4	64,307	7.5	613,151	3.7

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民医療費」、厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

詳細データ2 老人と老人以外の診療費の比較

	1人当たり診療費								
				うち入院			うち入院外		
	平成2年	平成3年	平成4年	平成2年	平成3年	平成4年	平成2年	平成3年	平成4年
老人	572千円	591千円	613千円	316千円	320千円	334千円	240千円	254千円	260千円
老人以外	110千円	116千円	125千円	39千円	40千円	44千円	56千円	60千円	63千円
比率	5.2倍	5.1倍	4.9倍	8.1倍	8.0倍	7.5倍	4.3倍	4.3倍	4.2倍

資料：厚生省老人保健福祉局調べ

老人保健事業(ヘルス事業)

概要

[保健事業の実施体制]

国民の老後における健康の保持の確保を図ることを目的として,市町村が実施主体となり,40歳以上の居住者に対して行われる。

具体的内容として,

- 1) 壮年期からの健康づくりとこれらの成人病の予防,早期発見,早期治療を図る。
- 2) 脳卒中の後遺症等を有する者ができるだけ寝たきりの状態にならずに家庭で生活できるよう,その自立の促進,リハビリテーションの充実および住宅での療養生活を支援するための体制を整備する。

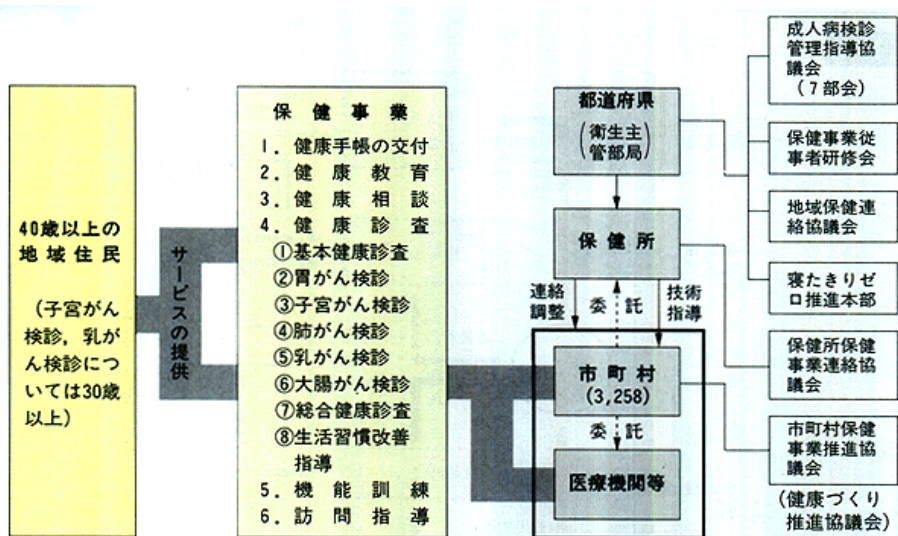
保健事業の概要

保健事業の概要

保健事業の種類		対象者	内容
健康手帳の交付		・老人保健法の医療の受給資格のある者 ・健康診査の受診者等で希望する者	医療受給者証・医療の記録、保健事業の記録等を記載
健康教育	一般健康教育	・40歳以上の者 ・必要に応じ、本人に代わってその家族等	高血圧教室等の保健学級や講演会などを開催
	重点健康教育		以下の項目について重点的に健康教育を行う ・肺がん予防・乳がん予防・大腸がん予防 ・糖尿病予防・骨粗しょう症予防・病態別 ・むたきり予防・歯
健康相談	一般健康相談	・40歳以上の者	健康相談室等気軽にかつ幅広く相談できる窓口の開設
	重点健康相談	・必要に応じ、本人に代わってその家族等	・必要に応じ血圧測定、検尿を行う 以下の項目について重点的に健康相談を行う ・糖尿病・病態別食生活・歯・老人
健康診査	基本健康診査	・40歳以上	・問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿 ・循環器検査(心電図、眼底)、血液化学(総コレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪)、貧血検査、肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)、血糖検査 ・基本健康診査に準ずる
	訪問基本健康診査	・40歳以上寝たきり者等	
	胃がん検診	・40歳以上	・問診、胃部エックス線検査
	子宮がん検診	・30歳以上*	・問診、視診、子宮頸部および体部の細胞診、内診
	肺がん検診	・40歳以上	・問診、胸部エックス線フィルム読影(結核検診のフィルムを利用)、喀痰細胞診(必要と認められた者)
がん検診	乳がん検診	・30歳以上*	・問診、視診、触診
	大腸がん検診	・40歳以上	・問診、便潜血検査
総合健康診査		・40歳および50歳	・基本健康診査およびがん検診に係る全ての項目並びに血液化学検査(尿酸、総蛋白)および直腸検査
生活習慣改善指導		・基本健康診査において「要指導」と判定された者のうち、生活習慣改善指導の必要があると判定された者等	・基本健康診査等の結果から判断される健康状態について説明するとともに、生活習慣における問題点を指摘し、個人に即した具体的な生活習慣の改善指導箋を交付する。
機能訓練		・40歳以上の者で (1)医療終了後も継続し訓練を行う必要のある者 (2)必要な訓練を受けていない者 (3)老化等で心身機能が低下している者	市町村保健センター等適切な施設で実施 ・歩行、おきあがり等の基本動作の訓練 ・食事、衣服の着脱等の日常生活動作の訓練 ・レクリエーション等
訪問指導		・40歳以上の者で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にあるものおよび健康診査等で健康管理上訪問指導が必要と認められるもの並びに痴呆性老人	・家庭における療養、看護、機能訓練方法等に関する指導 ・疾病の予防に関する指導 ・痴呆に対する正しい知識等に関する指導

(注) *子宮がん検診と乳がん検診については、予算措置によって対象者を30歳まで下げている。

詳細資料1 保健事業の実施体制



詳細データ1 保健事業実施状況

	昭和58年度 (’83)	62 (’87)	63 (’88)	平成元 (’89)	2 (’90)	3 (’91)	4 (’92)
健康手帳の交付							
年度末医療受給資格者数(千人)	7,686	8,962	9,240	9,555	9,940	10,347	10,727
新規交付数 ¹⁾ (千人)	6,378	3,620	3,384	3,030	3,075	3,122	3,466
健康教育 ²⁾							
開催回数(千回)	108	238	254	265	283	294	313
参加延べ人員(千人)	3,614	8,614	9,022	9,554	10,483	10,710	11,274
健康相談 ³⁾							
開催回数(千回)	275	425	438	447	445	449	470
参加延べ人員(千人)	5,466	8,889	8,905	8,958	8,761	8,695	8,813
健康診査							
基本健康診査受診者数(千人)	6,168	8,516	8,654	8,819	9,103	9,284	9,368
受診率(%)	20.7	30.1	30.7	31.1	32.1	33.1	33.9
胃がん検診受診者数(千人)	2,205	3,631	3,730	3,875	4,048	4,163	4,152
受診率(%)	7.2	11.9	12.2	12.6	13.0	13.4	13.2
子宮がん検診受診者数(千人)	2,638	3,675	3,716	3,710	3,844	4,182	3,992
受診率(%)	10.0	13.9	14.0	14.1	14.6	16.2	15.4
肺がん検診受診者数(千人)	・	2,662	3,884	4,688	5,281	5,623	5,870
受診率(%)	・	8.7	12.7	14.0	16.7	17.8	18.3
乳がん検診受診者数(千人)	・	1,434	1,818	2,099	2,466	2,781	2,853
受診率(%)	・	5.4	6.9	7.8	9.7	10.5	10.7
大腸検診受診者数(千人)	・	・	・	・	・	・	2,539
受診率(%)	・	・	・	・	・	・	7.7
総合健康診査受診者数(千人)	・	・	・	・	・	・	19
機能訓練施設数(カ所)	776	2,708	2,655	2,838	3,059	3,455	4,103
実施施設延べ人員(千人)	581	1,315	1,406	1,499	1,596	1,744	1,875
訪問指導員(千人)	517	829	850	863	868	885	899

(注) 1. 医療受給者証の新規交付数と健康手帳交付数の合計。
 2. 一般健康教育と重点健康教育の合計。
 3. 一般健康相談と重点健康相談の合計。
 資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」より作成。

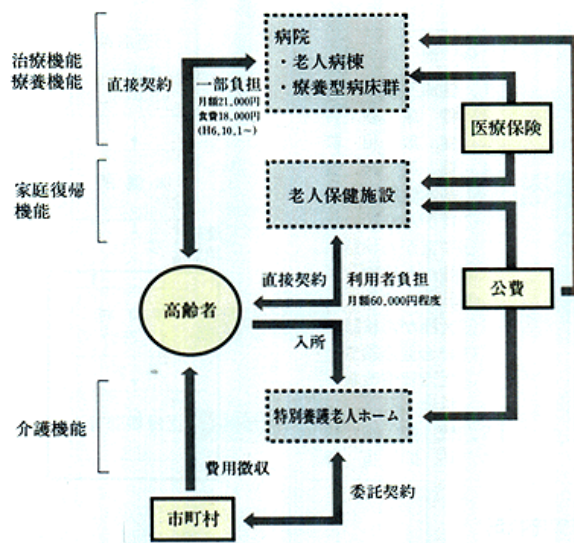
詳細データ2

(単位：千円)

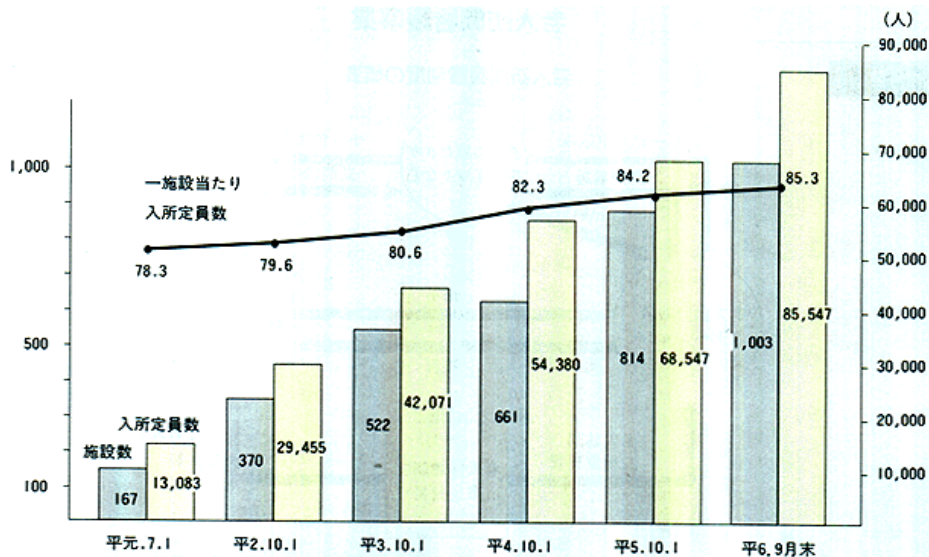
区分	昭和58年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度
保健事業費	11,632,307	36,036,706	36,893,359	38,278,493	41,684,922	41,755,746	42,046,257

老人保健施設

概要



詳細データ1 開設実績等



資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健施設実態調査」
平6.9月末は「老人保健施設報告(概数)」である。

詳細データ2 設置主体別・定員規模別状況

設置主体別

	施設数	入所定員
総数	1,024	87,612
都道府県	2	150
市町村	55	3,800
医療法人	740	63,312
社会福祉法人	184	16,684
国	0	0
日本赤十字社	1	82
厚生連	6	394
健康保険組合	1	90
共済組合	0	0
国民健康保険	0	0
その他	35	3,100

定員規模数

	施設数	入所定員
総数	1,024	87,612
49人以下	51	1,839
50～99	542	38,902
100～149	391	40,171
150～199	34	5,248
200人以上	6	1,452
平均		85.6

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健施設報告(概数)」(平成6年12月末)

詳細データ3 老人保健施設療養費

	平2.9	平3.9	平4.9	平5.9
入所者施設療養費(万円)	20.2	20.3	22.6	22.4
通所者施設療養費(万円)	3.0	3.4	5.2	5.0
平均利用料 (1日当たり,円)	入所者	—	1,801	1,891
	通所者	—	796	837

(注) 1. 平均利用料(入所者)の額は、特別室料を除いたもの。
2. 入所者施設療養費と通所者施設療養費については9月請求分である。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健施設実態調査」